

序章 緑のマスタープランの策定にあたって

1. 緑の基本計画とは

近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定など都市計画制度に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定、ボランティア活動、各種イベント等都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に位置づけ、官民連携の下、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要です。

緑の基本計画（以下「基本計画」という。）制度は、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民などの協力を得つつ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、住民に最も身近な地方公共団体である市区町村が総合的な都市における緑に関するマスタープランとなる基本計画（本市においては「緑の基本計画」を「緑のマスタープラン」として呼称しているため、以下「緑のマスタープラン」という。）を策定できることとしたものです。（都市緑地法運用指針 2017（平成 29）年 6 月 15 日改正）

2. 緑の定義

緑のマスタープランで対象とする緑や緑地を、新編緑の基本計画ハンドブックで示されている緑地の分類を参考として、以下のように定義します。

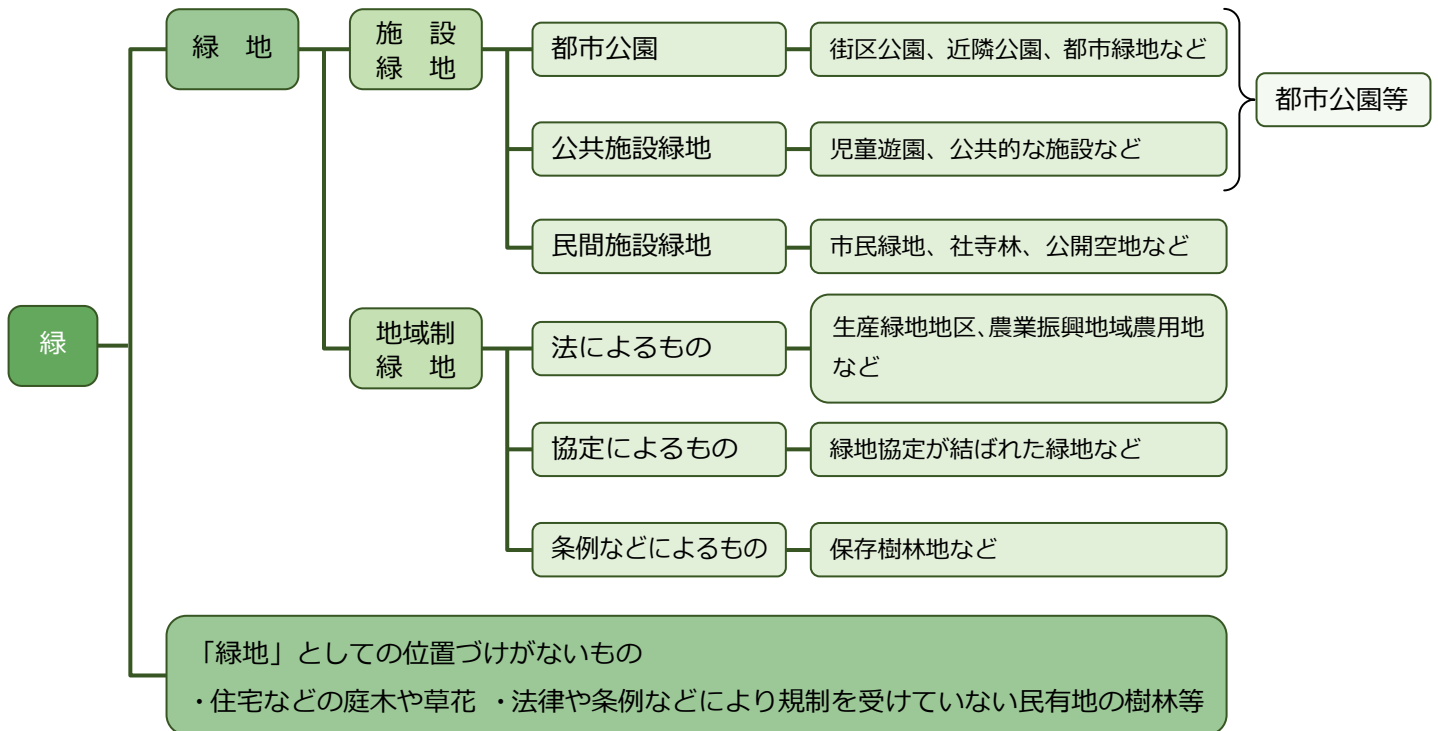
■「緑」とは

水面や水辺（河川）、農地（田、畑、植木畑）、樹林地、公園・緑地、施設の緑（庭、屋上緑化、壁面緑化など）を指します。

■「緑地」とは

樹林地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律、条例などに基づく制度によって、土地利用や開発等が制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。

◆「緑」と「緑地」の区分



3. 緑のマスタープラン策定の目的と背景

(1) 目的

前回緑のマスタープランは 2010（平成 22）年 4 月に策定され、8 年あまりが経過しました。その間、国においては都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画が、まち・ひと・しごと創生法によりまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、これからの都市計画はその法改正の趣旨に沿って進めることが望まれています。

愛知県においては、2018（平成 30）年度に『尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（尾張都市計画区域マスタープラン）』（以下、『尾張都市計画区域マスタープラン』という。）が策定されました。また、2020（令和 2）年度を目標年次とする『愛知県広域緑地計画』についても、社会情勢の変化や緑の変遷への対応などの背景から見直しが予定されています。

本市の最上位計画である『稲沢市ステージアッププラン（第 6 次稲沢市総合計画）』（以下『稲沢市ステージアッププラン』という。）の策定（2017（平成 29）年度）と昨今の社会情勢や自然環境などの変化に加え、これまでの施策等の検討及び実施状況を踏まえ、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として策定するものです。

(2) 背景

緑のマスタープランの策定にあたり、時代潮流や緑に関わる法制度の改正、本市の上位関連計画について、以下に整理します。

1) 時代潮流

少子高齢化による人口減少時代に入り、これまでのように人口増を前提とした成長発展を目指すまちづくりから、健康長寿社会における健康寿命の延伸、誰もが安心して暮らせる環境、暮らしの質の向上に着目したまちづくりへの転換が求められています。コンパクトシティの形成や既存ストックの活用、整理合理化を踏まえた都市機能の更新といった持続可能な社会システムの構築が求められています。

また、自然災害（東日本大震災・熊本地震などの大規模地震、集中豪雨等）に対する防災・減災への意識の高まりから自然災害への備え、環境負荷の低減が求められています。

2) 法制度の改正

国においては 2016（平成 28）年 4 月の社会資本整備審議会の「新たな時代の都市マネジメント小委員会」において、今後の都市公園等のあり方として、ストック効果の向上、官民連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用などの方針が示されました。

また、2017（平成 29）年度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するために都市緑地法などの一部改正が行われました。

3) 上位・関連計画

本市のまちづくりの方向を示す基本となる『尾張都市計画区域マスタープラン』をはじめ『愛知県広域緑地計画』『稲沢市ステージアッププラン』『稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を上位計画とし、『稲沢市観光基本計画』などのその他関連計画と整合を図ることとします。

4. 計画の位置づけ

(1) 計画期間

緑のマスタープランは、本市の長期的なまちづくりの方向を示す基本となる『稲沢市ステージアッププラン』や、本市の定める都市計画の指針となる『稲沢市都市計画マスタープラン』を上位計画としています。これらと整合をとるため、2020（令和 2）年度から 10 年間の 2029（令和 11）年度末を計画期間とします。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、都市緑地法第 4 条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定めるものです。

5. 都市における「緑」の役割

本市における「緑」について、時代潮流や緑に関わる法制度の動きを踏まえ、都市における「緑」の役割を整理します。

○都市の環境を改善する 気候変動（地球温暖化）など地球環境や都市構造の問題からの視点

- ・ 緑の二酸化炭素吸収能力の維持増進や緑被による地表面の温度上昇の抑制
- ・ 緑の適切な保全と緑化の推進
- ・ 生物多様性の確保

○市民の健康を育む レクリエーションや健康増進の場としての視点

- ・ 屋外におけるスポーツや緑とのふれあいを通じた健康と心の豊かさの維持増進

○市民の安全を守る 防災機能の視点

- ・ 避難場所などのオープンスペースの確保
- ・ 風水害、地震、延焼火災などへの対応（防風、水害の抑制、農地の遊水機能、延焼遮断等）

○都市の美しさや個性のシンボル 都市景観・歴史文化の継承の場、観光の場としての視点

- ・ 緑豊かな稲沢らしい風景（植木畑・銀杏畑）や歴史文化的景観の保全と継承
- ・ 良好な緑環境の創出による快適なライフスタイルの創出

○市民参加と交流促進の場 緑を通じた市民協働の場という視点

- ・ 暮らしやすさの維持、向上には市民の協力が必要であることの合意形成
- ・ 緑に関わる市民活動を通じた市民交流の促進、情報発信によるシティプロモーション